

国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 特定任期付職員の期末手当の支給率の引下げを行うため、条例の一部
を改正するものである。

国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例案

国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 24
年 12 月国立市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「100 分の 107.5」を「100 分の 102.5」に、「100
分の 155」を「100 分の 150」に、「100 分の 117.5」を
「100 分の 112.5」に、「100 分の 165」を「100 分の 160」
に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 令和 4 年 3 月 1 日を基準日として支給する期末手当に限り、改正後の第
5 条の規定の適用については、同条中「第 15 条第 2 項中」とあるのは、

「第15条第2項中「100分の25」とあるのは「100分の15」と、」とする。